

(2) に掲げるゼロエミッションとほぼ同一視できる程度のリサイクル率

品目	リサイクル率
①汚泥	92%
②廃酸・廃アルカリ・廃油	97%
③廃プラスチック	85%
④木くず	95%
⑤金属くず	97%
⑥ガラスくず	80%
⑦鋳さい	85%
⑧がれき類	95%
⑨ばいじん	95%
⑩燃え殻	85%
⑪動植物性残さ (動物系固形不要物、ふん尿及び死体を含む。)	97%
⑫紙くず・繊維くず	95%
⑬その他	90%

備考

注1 各品目には特別管理産業廃棄物を含む。

注2 13号廃棄物及び特別管理産業廃棄物(廃石綿)は除く。

注3 上記に掲げるリサイクル率については、原則として取り扱う全品目を対象とするが、循環型社会形成に大きく寄与する取組を行っている場合は、表彰の対象となりうる。